

「PEZA 企業・PEZA 登録をしたい企業が今、検討すべきこと」

優遇税制にメリットを感じ PEZA 設立をご検討されている方、そして設立された方にとって、PEZA 登録の条件とは別に、昨今話題の税制改正法案および移転価格税制といった、変化に伴うリスクも視野に入れなければなりません。今回は以下の項目を、PEZA 企業目線で検討して参りましょう。

1. PEZA 登録の概要
 - ・ PEZA 登録できる業種と要件
 - ・ 税務インセンティブ
 - ・ 登録手順とスケジュール
2. PEZA 企業に関する税制改正
 - ・ 新規登録企業の場合
 - ・ 既存 PEZA 企業の場合
3. PEZA 企業が検討すべき移転価格税制リスク
 - ・ よくある取引とそれらに対するリスク

1. PEZA 登録の概要

PEZA 経済特区庁（Philippines Economic Zone Authority）は、フィリピンの投資誘致政策の一環として実施されている優遇税制の一部を取り締まる機関です。まずは、どのような企業が PEZA へ登録し、どのような優遇税制を受けられるのかおさらいしておきましょう。PEZA 登録されてる日系企業のほとんどが、製造・運送/倉庫業・IT サービス業の 3 つの業種のいずれかで登録されております。これらの事業で登録する際は、事業上、条件を満たしている必要があります。

業種	主な条件
輸出製造業	売上の 70%以上が海外売上であること
物流/倉庫業	100%PEZA 企業に対する売上であること ・ PEZA 企業向けの倉庫サービス ・ PEZA 製造業のための原材料等の輸入または国内調達
IT サービス業	売上の 70%以上が海外売上であること

また、いずれも PEZA 経済特区内または PEZA の認定を受けた建物に所在していなければなりません。他にも業種はございますが、今回はこの 3 業種についてお話して参ります。



各業種が受けられるインセンティブは異なります。

インセンティブの種類	製造	物流	IT
法人所得税の免除 (Income Tax Holiday) 操業開始後 4 年から最長 8 年間、 通常課税所得に対する法人所得税 30%が免除 ↓ 免除期間の終了後は… 通常の法人税率ではなく、5%の総所得※課税	○	×	○
付加価値税免除 (Zero VAT)	○	○	○
輸入関税の免除	○	○	○
固定資産税の一部を除く、地方税の免除	○	×	○

その他、駐在員のビザの取得や、輸入手続きの簡易化を目的とする制度もございます。

※総所得とは登録活動から得られる総売上高または総収入から販売割引、返品、引当、販売値引、直接費用を差引き、課税期間中に発生する管理費・偶発的な損失を控除する前の額を指します。

PEZA 設立にあたり必要な手順は以下の通りです。

取得する各種登録証明	取得日数	製造	物流	IT
PEZA 取締役会決議書 (Board of Resolution)	約 1 週間	○	○	○
証券取引委員会 (SEC) への登録	約 1～2 か月	○	○	○
PEZA 登録書 (PEZA Certificate)	約 2～3 週間	○	○	○
付加価値税 0%証書 (VAT Zero Rated Certificate)	約 1～2 週間	○	○	○
法人税免税証書 (Certificate of Income Tax Holiday)	約 1～2 週間	○	×	○
環境適合証明書 (Environment Compliance Certificate) ※	約 4～5 か月	△	△	×
輸出入ライセンス (Importation License)	約 2 週間	○	○	×
ラグナ湖開発公社 (Laguna Lake Development Authority) の認可※	約 6～7 か月	△	×	×
運営開始の承認書 (Notice of Approval of Start of Commercial	約 2 週間	○	○	○



Operation)				
------------	--	--	--	--

※該当する企業のみ要取得

2. PEZA 企業に対する税制改革の影響

現在、フィリピンの上院で審議されている税制改革第2弾の CREATE 法案では、主に法人税率の見直しと、上記に記載されているような税務インセンティブの合理化が審議されております。2020年8月中の上院承認を目標に審議されていましたが、この現時点ではまだ承認されておりません。

この法案が承認され、最終的に大統領の承認を経て施行された場合、これまで各地域・業種別にバラバラだった投資促進機関（IPA）が一つに統合されます。これから税務インセンティブを求めて進出してくる企業、そして現在 PEZA 登録されている企業にはどのような影響があるのか見ていきましょう。

① 税制改革第2弾施行後に設立した企業が受けられるインセンティブ

(1) 法人税：法人税インセンティブを受ける際は2つの選択肢があります。

- A) 法人税免除（ITH）＋特別税率
- B) 追加控除

A) 法人税免除（ITH）＋特別税率について

- 法人税免除：期間は2～4年（業種や地域により変動する）。
- 法人税免除期間後の特別税率は以下の通り：

2021年：総所得に対して8%

2022年：総所得に対して9%

2023年：総所得に対して10%

特別税率が適用できる期間は通常3～4年（業種や地域により変動する）。政府による審査でさらに3～4年の延長が認められる場合もある。ただし合計の適用期間は最大で12年間。

- その他の税金：特別税率を払うことで他の国税や地方税は免除となる。

B) 追加控除について

- ・ 法人税率の減税、という考え方ではなく、課税所得の算出時に一部の費用分は課税所得から控除される、という考え方が特徴的なインセンティブです。
- ・ 適用可能期間は5～8年（業種や地域により変動する）。政府による審査でさ



らに 3～4 年の延長が認められる場合がある。ただし合計の適用期間は最大で 12 年間。

- ・ 控除対象とされる費用は様々。減価償却費の一部、直接労務費の 50%、研究開発費、研修費（事前承認を得たもの）、国内投入費用の 50%、電気代の 50% など。
- ・ B の場合の地方税免除方法については現在の法案では記載がありません。

今後進出される企業にとっては、A・B のどちらがより税務インセンティブを受けられるのか、というのが検討事項となりそうです。

- (2) VAT：Ecozone/Freeport に位置する登録企業の場合、輸入及び国内輸入は Zero VAT となります。
- (3) 関税：登録企業は設備や原材料等について関税免除
- (4) インセンティブを受けられる業種
対象となる業種について、現法案では十分明確な記載とは言えないでしょう。

CREATE 法案 296 条記載の業種の一部例	
カテゴリー① (Tier1)	新興の製造業/サービス業、インフラ・交通・物流等の国の産業に不可欠な事業
カテゴリー② (Tier2)	産業開発に不可欠な、国内で製造されていない、資材 (Supplies)、パーツ、成分 (Components) の製造
カテゴリー③ (Tier3)	明らかに重大な付加価値や高所得の職を生み出す、高度技術の製造やサービス業

今後、戦略的投資優先計画 (SIPP) の策定の中でより具体的に審議されるものと思われます。

- (5) インセンティブを受ける要件 (CREATE 法案 304 条)
 1. SIPP の対象事業であること
 2. 一定期間後に、成果目標を達成していること
 3. 登録事業それぞれの投資・収益・費用・利益・損失を特定できる会計システムの導入、または投資促進機関が求める場合には、事業別に法人を設立すること
 4. (税法 237 条並びに 237-a 条に従って) E-receipting、E-sales (電子帳票システム) の基準に沿うこと
 5. 組織の所有者と関連当事者に関する報告を提出すること
- 従来の PEZA 登録要件である、海外売上 70%以上といった内容は現状の法案では記載されておりません。



② 施行前に PEZA 登録されていた企業について

さて、現在 PEZA 登録されている企業にとっては、まず「今後の新しいインセンティブの対象業種かどうか」という点と、「施行開始時にどのようなインセンティブを受けているか」によって、今後の流れが変わってきます。

A) 新しいインセンティブの対象業種の場合

これまでのインセンティブ権利を（期間満了を待たず）放棄し、新しいインセンティブへの再登録する

B) 新しいインセンティブの対象業種ではない場合

現在どちらの法人税インセンティブを受けているかによって対応が異なります。

(1) 法人税免除（ITH）を受けている場合

その有効期限が切れるまで、法人税免除の適用が可能

(2) 5%の総所得課税を適用している場合

10 年以上 5%総所得課税を適用してきた場合	施行後 4 年間はインセンティブ継続
5 年以上 10 年未満の場合	5 年間
5 年未満の場合	7 年間
以下の条件のいずれかを満たす場合 ・ 輸出割合が 100%である ・ 1 万人のフィリピン人雇用がある または以下のすべての条件を満たす場合（Footloose プロジェクト） ・ 製造業 ・ 施行の直近 3 年間の、資産に対する直接労務費の割合が 70%を超えている ・ 生產品の 100%を輸出している ・ マニラ首都圏以外に位置している	9 年間

また、VAT や関税等のそのほかのインセンティブの移行については現法案では記載されていません。

既存の PEZA 企業にとっては、今後インセンティブの対象となるかという確認はもちろんですが、この移行期間中に、**移行後どのような税務が適用されるのか、そしてどのようなビジネスモデルへ移行すべきなのか**を検討する必要があります。



3. PEZA 企業が検討すべき移転価格税務調査リスク

2020 年 7 月 8 日付の歳入細則第 19-2020 号 (RR No.19-2020) において、「関連者間取引のある全企業が、Form 1709 及び移転価格文書の提出」を今後毎年求められることになりました。PEZA 登録企業は、その特性上、コストセンターとしての役割を担っている企業様がほとんどで、基本的に関連者間取引が伴います。では、PEZA 登録企業によくある関連者間取引と、それに紐づく移転価格税制リスクを確認していきましょう。

一般的に発生している関連者間取引とよくある現状・そのリスク	主にどの業種に共通の取引か		
	製造	物流	IT
1. モノの仕入れ・販売（輸出入）	○	○	×
a. 売価が独立企業間取引に比べ安い b. 総所得が競合他社に比べ低い c. 現地法人に損失が出ており赤字続きなのにグループ全体では利益が出ている場合 →本来フィリピン現地法人で利益（総所得）がもっと上がっているものとみられる特に ITH 期間が終了している企業や法人税免除のない物流業には追徴課税のリスクが。			
2. IT サービスの販売	×	×	○
a. サービス水準契約（SLA）がない b. 売価がほとんどコストと同額である c. 本社からの技術/ノウハウの移転がある d. 総所得が競合他社に比べ低い e. 現地法人に損失が出ており赤字続きなのにグループ全体では利益が出ている →本来フィリピン現地法人で利益（総所得）がもっと上がっているものとみられる。特に ITH 期間が終了している企業には追徴課税のリスクが。			
3. 無形資産の移転とそれに伴うロイヤリティ	○	×	○
自社独自の技術/ノウハウや製造工程の移転があるが、 a. それらがロイヤリティという形で支払われていない			



b. それらについて製造供給契約等で記載されていない c. 技術サービス契約や研修が技術/ノウハウの移転として判断され、それに対する費用が「ロイヤリティ」とであると判断される d. ロイヤリティとして支払われているが移転価格リスクが検討されていない ↓ リスク①ITH 期間終了している企業で、特に 5%の総所得課税の算出時にロイヤリティを控除していれば、控除されるべきでないと指摘され、追徴課税のリスクがある。 リスク②ロイヤリティに対するファイナル源泉税が未納付と指摘される場合がある。 リスク③技術サービス契約が、技術/ノウハウの移転として判断された場合で、かつその費用に対して企業が租税条約を適用していた場合（つまりファイナル源泉税 0%）、ロイヤリティに対する租税条約適用後の税率は異なる（10%）ため、その差額について追徴課税のリスクがある。			
4. 技術サービス契約（親会社から出張して行った技術支援等）	○	×	○
a. 技術/ノウハウの移転だとして、それに対する費用がロイヤリティであると判断された場合→上記 3 と同様のリスクが発生 b. グループ会社から従業員がフィリピン拠点に出張に来て技術支援を行ったのに、フィリピン拠点から対価が払われていない場合 →技術サービス契約に対するファイナル源泉税が未納付と指摘される恐れがある。（租税条約を適用すると 0%）			
5. 貸付契約（ローン）や債務保証	○	○	○
a. グループ会社からの貸付に対する利子が 0% b. 第三者（銀行等）に対して親会社が債務保証を行っているにも関わらずその対価が支払われていない ↓ リスク①本来フィリピン現地法人で利益（総所得）がもっと上がっているものとみられる特に ITH 期間が終了している企業や法人税免除のない物流業には追徴課税のリスクが。 リスク②利子に対するファイナル源泉税が支払われていないものとして、追徴課税を求められる恐れがある			





TOKYO CONSULTING FIRM PHILIPPINE BRANCH

Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension Cor.
Metropolitan Avenue, Makati City

また、PEZA 企業と Non-PEZA 企業の 2 社（またはそれ以上の複数社）をフィリピンに設立していらっしゃる企業様は、そのような国内のグループ間内のお取引においても今回の関連者間取引として申告対象・税務調査対応となることをご注意ください。インセンティブを受けることのできる PEZA 企業側に利益を移転していると指摘された場合には、追徴課税のリスクもございます。

これらのリスクがある取引内容は、Form1709 を通して内国歳入庁（BIR）へ申告されることになります。BIR からはリスクが大きそうな会社から税務調査に入るでしょう。その対象は PEZA、Non-PEZA を問いません。これらのリスクから身を守るのが移転価格文書です。まずは、貴社内のお取引においてどれだけリスクがあるのか、お気軽にご相談ください。

弊社では PEZA やその他の優遇税制対象企業の設立のご相談から、税制改革後のビジネスモデルに関するご相談、そして喫緊で必要となる移転価格税制に関するご相談等、包括的にご相談対応させていただいております。まずはお気軽にご連絡くださいませ。



早川 桃代 (Momoyo Hayakawa) フィリピン現地代表

Phone : + 63-2-8869-5806 /5807 /5809 (マニラ、日本語・英語)

+ 63-32-260-8715 (セブ)

Email : hayakawa.momoyo@tokyoconsultinggroup.com

Address: Unit 801, 8th Floor, Bank of Makati Building, Ayala Ave. Extension

Cor. Metropolitan Avenue, Makati City (マニラ)

Unit 305, Keppel Center, Cebu Business Park, Cebu City (セブ)

